

(様式1)

大和市教育委員会指令 第64号

令和2年 4月21日

文部科学大臣 殿

大和市長

大木 哲 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大和市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和2年度

(担当)

大和市教育委員会教育総務課

住所：神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

電話：046-260-5204 (直通)

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

令和2年度は、鶴間中学校の老朽化した校舎の大規模改修を実施し、教室整備や各種設備の更新を行うことで、施設の長寿命化を図る。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

全ての学校施設において、構造体及び非構造部材のうち吊り天井の耐震改修は完了している。今後も、校舎外壁や体育館照明器具の落下防止対策、受水槽の耐震性強化など、防災機能の強化を図っていく。

令和2年度は、小学校1校で外壁改修、小学校1校でプール受水槽改修、小学校2校と中学校2校で体育館照明器具の落下防止対策を実施し、今後も計画的に改修していく。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

児童・生徒の学校生活における教育環境の整備を計画的に行う。今後も、学校施設のバリアフリー化、太陽光発電設備の設置、校庭整備など、教育環境の向上を図っていく。

令和2年度は、中央林間小学校の校舎増築および鶴間中学校の学校校舎の大規模改修事業を実施する。中央林間小学校の校舎増築に伴い太陽光発電設備を設置することで、質的な教育環境の向上を図る。また鶴間中学校の大規模改修工事に伴い太陽光発電設備、既存校舎へエレベーターを設置することで、移動の円滑化等により質的な教育環境の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		19 校
中学校		9 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		0 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	8 箇所
	共同調理場	3 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	22 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	0 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無	R2年度中
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>大和市が取り組む行政評価制度(政策・施策、事務事業評価の一元化及び評価を活用した新しい行政運営の構築)に基づき事業を評価する。</p>
--

